

(1) 民間提案制度の実施

方向性	本市が保有する資産を有効に活用し、新たな財源確保を図るとともに、事業者にとっても企業価値の向上等につながるよう、ネーミングライツを含めた民間事業者等の創意工夫を生かした提案を募集します。
取り組み	市有財産の有効活用については、これまでから未利用地の活用などに努めてきましたが、平成 30 年 7 月より、市有資産について、ネーミングライツ等の活用方法を民間事業者等から募集し、より効果的な市有資産の有効活用を推進します。

9 月末の
進捗状況
【〇】

「枚方市市有資産民間提案制度」を 7 月から開始し、8 月末に締切ったネーミングライツの特定募集については、岡東中央公園に 1 件応募がありました。また、一般募集については 2 件の事前相談を受け付けています。

(2) 公共施設マネジメントの推進

方向性	今後老朽化が懸念される公共施設について「枚方市公共施設マネジメント推進計画」に基づき、機能の見直しや「更新」「統廃合」「長寿命化」などを計画的に行うことにより財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な施設配置を実現できるよう、公共施設マネジメントを全庁横断的に推進します。
取り組み	平成 29 年度に作成した施設評価の方法に則り、カルテ作成施設を対象に一次の定量評価を行います。また、原則築 30 年以上の施設を対象に、二次の定性評価を行います。その結果を踏まえて施設の最適化に取り組みます。 ≪目標値≫ 一次評価対象施設：267 施設 平成 30 年度当初予算：1,890 千円

9 月末の
進捗状況
【災害対応に
より遅れあり】

平成 29 年度決算数値に基づく施設カルテを作成中です。今年度は一次評価及び二次評価を行う予定としていましたが、災害によって対象施設が被害を受けるなどの影響により事務作業に遅れが生じています。そのため今年度は一次評価まで行い、二次評価は来年度のできるだけ早い時期に行う予定です。

(3) 財政状況の客観的な検証・分析

方向性	将来にわたり安定した財政運営を進めていくため、本市の財政状況について外部の知見を取り入れた客観的な検証・分析を行います。
取り組み	外部有識者からの助言による決算状況の分析や検証に基づき、「枚方市の財政事情（第1部）」の見直しを行います。また、国の統一的な基準による財務書類の活用方法について適宜情報収集を行い、国が設定する財政指標を用いた他団体との比較分析などについて外部有識者からの助言をもとに検討を進め、同内容について、「枚方市の財政事情（第2部）」に反映します。
	平成30年度当初予算：50千円

9月末の 進捗状況 【〇】

4月から外部有識者と、枚方市の類似団体比較による決算分析手法（分析指標の妥当性・類似団体の抽出方法など）についての協議や、財政事情の構成についての意見交換などを重ね、10月に、枚方市の財政状況について共通認識を深めることを目的に、市職員と市議会議員を対象に枚方市の決算や公会計の分析指標の比較分析を内容とした講演会を開催する予定です。引き続き、外部有識者との協議を重ね、「枚方市の財政事情」の見直しに取り組みます。

(4) 未収金対策の強化

方向性	市税については、これまで現年度課税分に重点を置いた徴収を行うことにより滞納繰越を防止する取り組みや、債権を中心とした適正な滞納処分の執行等の取り組みにより、平成28年度に徴収率98.1%を達成しました。今後も引き続き徴収率の維持・向上に努めます。 税外債権については、平成28年度末において約55億円の未収金がありました。今年度は市債権管理及び回収に関する条例が施行されることを踏まえ、未収金の縮減に向けて取り組みを進めます。
取り組み	市税の収入確保については、徴収率の向上を図る方策として、大阪府・府内市町村と連携し、個人住民税の特別徴収の徹底に努めます。また、滞納整理にあたっては、これまで効果のあった取り組みを充実させ、滞納繰越額をさらに縮減させていきます。 税外債権については、市債権管理及び回収に関する条例が施行されることから、条例に沿った適正で効率的な事務処理を行うとともに、新たに大阪府域地方税徴収機構への参加、弁護士への雇用などを行い未収金対策強化の取り組みを進めます。 《目標値》 市税の徴収率：98.5%

**9月末の
進捗状況
【〇】**

市税の収入確保については、今年度から、大阪府・府内市町村と連携し、個人住民税の特別徴収の一斉指定を実施しました。今後、一斉指定の効果・課題について検証しながら、より円滑な特別徴収の実施と定着に努めます。

また、現年度の新規滞納者に対しては、電話催告を行い、納税者との折衝に努めており、滞納繰越分については、差押えるべき財産を有する滞納者に対しては差押処分を執行しています。今後も引き続き、公平かつ公正な市税徴収を行います。

税外債権については、市債権管理及び回収に関する条例が施行されたことから、条例に沿った適正で効率的な事務処理を行うとともに、本年4月より新たに大阪府域地方税徴収機構に参加しました。また、10月1日付で行政経験も有する弁護士を雇用することとし、未収金対策強化の取り組みを着実に進めています。